

市民生活部

1. 戸籍・住民基本台帳事務 5 - 3

(1) 人口・世帯数

(平成21年3月31日現在)

登録人口	住民基本台帳	男	111,464人	236,057人	世帯数	90,851世帯
		女	124,593人			
	本籍	278,231人			本籍数	109,768戸籍
	外国人	1,384人				
	印鑑	149,059人				

(2) 届出事件数 (平成20年度)

(住民票)

種別	移動事由	処理件数	種別	移動事由	処理件数
転入届	転入	6,219	職権記載等	職権記載	1
	未届転入	24		職権回復	29
転居届	転居	5,618		帰化	9
転出届	転出	6,654		職権消除	135
	国外移住	99		国籍喪失	0
世帯変更届	世主変更	194		戸籍届出	3,077
	世帯変更	29		戸籍通知	561
	世帯合併	131		転出取消	68
	世帯分離	235		職権修正	8,537
職権記載等	出生	2,147		修正	1,469
	死亡	2,283	合計	37,519	

(戸籍の附票)

種別	件数
記載	32,861
消除	1,936
計	34,797

(印鑑)

種別	件数
登録	9,996
修正	5,874
除票	10,121
計	25,991

※住民票事務処理件数のその他・職権修正には、転入通知を含む。

(戸籍事務)

区 分			件 数	区 分			件 数
1	出 生		3,170	19	帰 化		10
2	国 籍 留 保		28	20	国 籍 喪 失		1
3	認 知		48	21	国 籍 選 択		4
4	養 子 縁 組		248	22	外 国 国 籍 喪 失		0
5	養 子 離 縁		78	23	氏 の 変 更		31
6	法73条の2・法69条の2		4	24	名 の 変 更		10
7	婚 姻		3,136	25	転 籍		1,193
8	離 婚		719	26	就 籍		0
9	法77条の2・法75条の2		315	27	訂 正 ・ 更 正	① 市町村長職権	183
10	親権・未成年者の後見・後見監督		24			② 法24条2項	10
11	死 亡		3,031			③ 法113条114条	2
12	失 踪		3			④ 法116条	2
13	復 氏		8			⑤ 続柄の記載更正(嘱託)	0
14	姻 族 関 係 終 了		8			⑥ 続柄の記載更正(申出)	18
15	相 続 人 廃 除		0			計	215
16	入 籍		684	28	追 完		2
17	分 籍		49	29	そ の 他		10
18	国 籍 取 得		4	30	不 受 理 申 出		86
				計			13,119

(3) 自動交付機

① 設置年月日 平成10年8月1日

平成17年3月22日より庁舎1階フロアに2台増設し、計4台稼動。

② 設置場所・利用時間等

●佐賀市役所本庁1階西玄関(1台)

月～金 午前8時30分～午後9時
土・日・祝・12/29・12/30

午前8時30分～午後5時

休止日 年末年始

(12月31日～1月3日)

●佐賀市役所本庁1階フロア(2台)

月・水・金 午前8時30分～午後5時

火 曜 午前8時30分～午後7時

日 曜 午前9時～午後4時

休止日 土曜・祝日

年末年始

(12月29日～1月3日)

●エスプラッツ2階市民サービスセンター前(1台)

月～金 午前10時～午後7時

平成20年度 月別交付機集計表

月	発 行 数	各証明毎の全発行数に占める交付率(%)				全 体
		印鑑証明	住民票	所得課税証明	納税証明	
4	3,878	42.95	16.49	1.30	0.85	24.06
5	3,190	43.86	18.67	2.10	1.08	27.34
6	3,606	45.23	18.32	1.92	1.15	20.18
7	3,526	44.53	17.33	1.94	1.61	20.75
8	3,079	44.41	18.07	1.03	2.16	24.65
9	3,419	43.37	18.78	3.76	0.51	25.71
10	3,382	44.10	18.90	1.69	0.92	27.20
11	3,028	45.06	18.48	2.05	0.33	26.81
12	3,429	44.34	19.46	1.82	0.38	26.60
1	3,550	46.32	19.53	2.28	1.32	28.20
2	3,912	44.31	21.52	2.83	0.56	27.87
3	5,635	46.78	20.05	1.69	0.75	28.43
合計	43,634	44.67	18.81	2.02	0.86	25.44

土・日・祝 午前10時～午後5時
 休止日 年末年始（12月29日～1月3日）

(4) 住民基本台帳ネットワークシステム

●住基カード多目的サービス開始

（平成16年6月1日）

住基カードの普及と、お客様の利便性向上のため、次の3つのサービスを開始した。

- ・申請書を自動で作成するサービス
- ・窓口で印鑑登録証明書の交付を受けることができるサービス
- ・自動交付機を利用できるサービス

住民基本台帳ネットワークシステム関係統計表（平成20年度）

月	住基カード 交付件数	広域交付 住 民 票	付 記 転出入	電子証明書 交付件数
4	275	17	0	18
5	675	9	0	8
6	493	9	0	8
7	303	17	1	10
8	177	17	0	10
9	173	15	0	19
10	208	13	0	60
11	196	14	0	71
12	168	14	0	30
1	280	18	0	138
2	462	22	0	333
3	415	16	1	221
合計	3,825	181	2	926

市生活

(5) 郵便局証明書発行サービス

市役所から遠隔地にお住まいのお客様の時間的・経済的負担の軽減を目的として開始した。

① 開始：平成16年6月1日

佐賀嘉瀬郵便局、蓮池郵便局、川久保郵便局で業務開始

② 拡大：平成18年6月1日

北山郵便局、三反田郵便局でも業務開始

③ 取り扱う証明書の種類

住民票、印鑑登録証明書、戸籍、戸籍の附票の写し、税証明、外国人登録記載事項証明書

郵便局証明書発行サービスでの交付件数（平成20年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
嘉 瀬	78	65	102	81	79	76	64	56	83	69	84	113	950
蓮 池	48	35	47	30	29	37	38	43	34	43	35	51	470
川 久 保	101	57	92	101	76	69	71	77	72	68	97	132	1,013
北 山	15	10	23	19	13	13	11	6	9	12	18	25	174
三 反 田	22	11	19	5	16	12	10	16	9	23	10	9	162
合 計	264	178	283	236	213	207	194	198	207	215	244	330	2,769

2. 総合窓口 5-3

(1) 概要

平成13年10月29日開設

- ・「届出コーナー」…戸籍の届出、住所の変更、印鑑の登録、住民基本台帳カードの発行、住所の変更に伴う国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、小中学校の指定等の手続きを一括して取り扱う。
- ・「証明コーナー」…住民票の写し、戸籍の証明、印鑑証明、税証明を一括して取り扱う。
- ・「外国人登録コーナー」…外国人登録に関する事務を取り扱う。

(2) 平日窓口延長サービス

開始：平成12年10月3日

取扱時間：毎週火曜日は窓口の取扱時間を2時間延長し、午前8時30分から午後7時までとする。

(3) 繁忙期窓口開設サービス

開始：平成14年3月

年度末と年度初めの繁忙期に、窓口の取り扱い時間を延長している。

平成20年度の取り組み

- ・土日サービス

平成21年3月21日(土)・22日(日)、3月28日(土)・3月29日(日)、4月4日(土)・4月5日(日)の6日間に、午前9時から12時まで及び午後1時から4時までの6時間窓口を開設した。

- ・平日窓口延長サービス

平成21年3月23日(月)から4月6日(月)までの平日の11日間は、窓口の取扱時間を1時間延長し、午前8時30分から午後6時までとした。

(4) 日曜窓口サービス

開始：平成16年2月15日（同年6月27日まで試行。その後継続実施）

取り扱い時間：毎週日曜日 午前9時から12時、午後1時から4時

取り扱い業務：住所変更とそれに伴う国民健康保険、国民年金の手続き、印鑑登録、各種証明書の発行

(5) 各種手数料及び取扱件数一覧（平成20年度）

種 別	手 数 料 (円)	件 数
住 民 票 の 写 し	1通 300	127,076
住 民 票 記 載 事 項 証 明	1通 300	2,775
印 鑑 証 明	1通 300	92,271
戸 籍 謄 本	1通 450	41,211
戸 籍 抄 本	1通 450	13,043
戸 籍 記 載 事 項 証 明	1通 350	18
除 籍 謄 本	1通 750	39,213
除 籍 抄 本	1通 750	408
除 籍 記 載 事 項 証 明	1通 450	0
受 理 等 の 証 明	1通 350	244
戸 籍 の 附 票	1通 300	15,184
住 民 票 閲 覧	1通 300	3,952
広 域 交 付 住 民 票	1通 300	185
住 民 基 本 台 帳 カ ー ド	1通 500	3,489
印 鑑 登 録 証 再 登 録	1件 500	4,300
転 出 証 明	無 料	6,466
身 分 証 明	1通 300	3,323
そ の 他 の 諸 証 明	1通 300	3,263
自 動 車 臨 時 運 行 許 可	1通 750	1,823
所 得 証 明	1通 300	23,390
課 税 証 明	1通 300	738
所 得 ・ 課 税 証 明	1通 300	13,416
納 税 証 明	1通 300	8,617
事 業 所 証 明	1通 300	213
固 定 資 産 証 明	1通 300	10,621
合 計		415,239

※税証明については総合窓口取り扱い分のみ。

3. 市民サービスセンター 5-3

エスプラッツ2階に市民サービスセンターを設置し、各種証明書の発行や県からの権限委譲により一般旅券の申請受理及び交付事務を開始した。

開始：住民票等の各種証明発行 平成19年8月1日

一般旅券の申請受理及び交付 平成19年9月1日

窓口時間

平日 午前10時から午後6時30分まで（火曜日は午後7時まで）

日曜日 旅券の受け取りのみ可能。時間は正午から午後4時まで

閉庁日 土曜日・祝日（ただし日曜日が祝日の場合は開所）・年末年始

取り扱う事務

一般旅券申請の受理及び交付（訂正、紛失、渡航先追加、増補申請を含む）

各種証明書の発行（下記の証明書の発行を行っている）

住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍、除籍、身分証明書、戸籍附票の写し、納税証明書（軽自動車、国民健康保険に関する証明は除く）、所得課税証明書、完納証明書、固定資産証明書、事業所証明書

平成20年度市民サービスセンター旅券申請件数及び証明書発行件数

単位：件

月	旅券	戸籍	住民票等	印鑑証明	諸証明	税証明
4	504	190	133	70	1	27
5	405	156	87	59	7	28
6	495	230	107	81	9	72
7	547	220	97	81	2	92
8	627	260	100	65	1	34
9	515	241	107	98	6	35
10	440	233	111	83	5	28
11	389	223	102	53	6	32
12	470	286	92	58	7	23
1	727	311	87	70	2	29
2	658	307	139	104	4	22
3	703	298	235	88	5	33
合計	6,480	2,955	1,397	910	55	455

4. 市民相談 5-2

市民相談コーナーで、市民からの行政一般に関するお尋ねへの対応と、目的に沿った相談事業を実施している。

◎本庁1階市民相談コーナーでの相談 (平成20年度)

相談名	開催日時	担当	相談内容
一般相談	月～金曜日 8:30～17:00	市民相談コーナー 担当相談員	市の業務についての意見、日常生活上の悩みごと、心配ごとなど。
法律相談	毎週木曜日 13:30～16:30	佐賀県弁護士会	民事上の法律問題、土地家屋、相続、消費者金融等の金銭貸借など。
人権・心配ごと相談	毎週火曜日 13:30～16:30	佐賀県人権擁護 委員連合会	人権を侵害されたと思われる相談、日常生活上の悩みごと、心配ごとなど。
税務相談	第1・3水曜日 13:30～16:30	九州北部税理士会 佐賀支部	所得税、法人税、贈与税などの手続き全般。
土地建物相談	第2・4月曜日 13:30～16:30	佐賀県宅地建物 取引業協会	借地、借家などの契約および苦情全般。
行政相談	第1・2・3・4金曜日 13:30～16:30	行政相談員	役所や特殊法人などに関する相談。
行政手続き相談	第4金曜日 14:00～16:00	佐賀県行政書士会	官公庁への許認可申請書など行政手続きにかかる全般的内容。
暴力に関する相談	月～金曜日 9:00～16:00	市民相談コーナー 担当相談員	日常生活での暴力に関する悩み、心配ごと。

市民生活

◎支所での相談

支所名	相談名	開催日時	場所
諸富	人権・行政相談	毎月第4金曜日 13:00～16:00	諸富支所
大和	人権・行政相談	毎月第3木曜日 10:00～12:00	大和老人福祉センター
	心配ごと相談	毎月第4木曜日 10:00～12:00	
富士	人権相談	開催日時は市報をご覧ください。	富士支所
	行政相談	毎月第4水曜日 10:00～15:00	
三瀬	人権・行政相談	毎月第2水曜日 9:30～12:00	三瀬保健センター
川副	人権・行政相談	毎月第2水曜日 9:00～12:00	川副公民館
東与賀	人権相談	毎月第3水曜日 13:30～16:00	東与賀保健福祉センター
	行政相談	毎月第3水曜日 13:30～16:00	
久保田	人権相談	開催日時は市報をご覧ください。	久保田老人福祉センター
	行政相談	毎月第1金曜日 10:00～15:00	

◎本庁での相談・案内等状況

単位：件

相談の種類	一般相談	特別相談						総合案内	暴力に関する	交通災害	合計
		法律	人権 心配ごと・	税務	土地・建物	行政	行政 手続				
H19	2,259	423	131	43	60	16	1	76,524	15	—	79,472
H20	3,023	441	120	37	69	20	2	73,560	9	612	77,893

5. つくし斎場 5-2

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市金立町大字金立1197番地465
- ② 敷地面積 5,787㎡
- ③ 建築面積 1,336㎡
- ④ 建物構造 鉄筋コンクリート2階建
 - 待合棟
 - 1階 ホール、待合室（5室）、事務室、応接室、湯沸室、便所、売店、機械室
 - 2階 ホール、待合室（2室）、湯沸室、便所
 - 火葬棟
 - 受付、ホール、炉前室、拾骨室（3室）、遺体安置室、作業室、電気室、火葬炉7基（1炉1再燃焼炉付）、作業員控室
 - 駐車場 45台収容
- ⑤ 着工及び竣工 昭和54年2月24日着工 昭和55年3月15日竣工
- ⑥ 業務開始 昭和55年4月1日
- ⑦ 総工費 3億8,300万円

(2) 使用料

① 遺がいの火葬（1体につき）	市内居住者	市外居住者
大人	6,500円	60,000円
子ども（10才以下）	4,600円	40,000円
死産児	3,300円	20,000円
② 改葬遺がいの火葬（1体につき）	死亡後3年未満	死亡後3年以上
大人	6,500円	4,600円
子ども（10才以下）	4,600円	2,600円
③ 胞衣その他の焼却	10kgまで	10kgを超え1kg増すごと
	1,300円	130円
④ 遺体安置室(24時間以内)の使用	市内居住者	市外居住者
	1,300円	5,200円

(3) 利用状況（平成20年度）

区 分		件 数	区 分		件 数
大人	市 内	1,781件	死産児	市 内	36件
	市 外	474件		市 外	20件
子ども	市 内	9件	人 体 の 一 部 等		1,954.5kg
	市 外	0件	遺体安置室・告別室		18件

6. 川副葬祭公園 5 - 2

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市川副町大字犬井道5722番地
- ② 敷地面積 3,707㎡
- ③ 建築面積 176㎡
- ④ 建物構造 軽量鉄骨平屋建
- ⑤ 施設内容

玄関ホール、休憩室（2室）、事務室、湯沸室、便所、炉前ホール、機械室、安置室、遺体作業室、火葬炉2基、駐車場（20台収容）

- ⑥ 着工及び竣工 昭和51年12月20日着工 昭和52年3月31日竣工
- ⑦ 業務開始 昭和52年6月1日
- ⑧ 事業費 6,250万円

市生活

(2) 使用料

① 遺がいの火葬（1体につき）	市内居住者	市外居住者	
	大人	5,000円	60,000円
	子ども（10才以下）	3,000円	40,000円
死産児	2,000円	20,000円	
② 改葬遺がいの火葬（1体につき）	市内居住者	市外居住者	
		2,000円	10,000円
③ 身体の一部の焼却	市内居住者	市外居住者	
		2,000円	10,000円
④ 霊柩車の使用	市内居住者	市外居住者	
		5,000円	

(3) 利用状況（平成20年度）

区 分		件 数	区 分		件 数
大人	市 内	217件	死産児	市 内	3件
	市 外	1件		市 外	0件
子ども	市 内	1件	一身体等の	市 内	2件
	市 外	0件		市 外	0件
			霊柩車	市 内	66件

7. 東与賀火葬場 5 - 2

(1) 施設の概要

① 位 置 佐賀市東与賀町大字田中172番地3

② 敷地面積 997㎡

③ 建築面積 167㎡ (建床面積144㎡)

④ 建物構造 鉄筋コンクリート一部2階建

⑤ 施設内容

待合室 (和室・ロビー)、拾骨室、炉前ホール、湯沸室、便所、倉庫、管理人控室、零灰塔、駐車場、火葬炉1基

⑥ 着工及び竣工 昭和61年12月10日着工 昭和62年4月25日竣工

⑦ 業務開始 昭和62年5月1日

⑧ 事業費 5,318万円

(2) 使用料

① 遺がいの火葬 (1体につき)	市内居住者	市外居住者
大人	6,000円	60,000円
子ども (10才以下)	4,500円	40,000円
死産児	3,000円	20,000円
② 改葬遺がいの火葬 (1体につき)	死亡後3年未満	死亡後3年以上
大人	6,000円	4,000円
子ども (10才以下)	4,500円	2,500円
③ 胞衣その他の焼却	10kgまで	10kgを超え1kg増すごと
	1,000円	100円
④ 遺体安置室(24時間以内)の使用	市内居住者	市外居住者
	1,000円	4,000円

(3) 利用状況（平成20年度）

区 分		件 数	区 分		件 数
大人	市 内	178件	死産児	市 内	2件
	市 外	6件		市 外	0件
子ども	市 内	0件	身体の一部等		0kg
	市 外	1件	安置室使用		0件

8. 市 税 5-4

(1) 市税の一覧

税目	区分	課税客体・納税義務者	申告書提出期限	納 期 等
市 民 税		(個人) ・市内に住所を有する個人(均等割、所得割) ・市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割) (法人) ・市内に事務所または事業所を有する法人(均等割、法人税割) ・市内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所または事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所または寮などを有する法人でない社団または財団(収益事業を行うものを除く)で代表者または管理人の定めのあるもの(均等割)	(個人) ・個人申告書 3月15日 ・給与支払報告書 1月31日 ・異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日 (法人) ・中間申告 事業年度開始日から6カ月を経過した日から2カ月以内 ・確定申告 事業年度終了日の翌日から2カ月以内 (ただし、提出期限の特例あり)	(個人) ・普通徴収 第1期6月1日～6月末日 第2期8月1日～8月末日 第3期10月1日～10月末日 第4期12月1日～12月28日 ・特別徴収 6月から翌年5月まで徴収した月の翌月10日 (法人) 申告書の提出期限
固定資産税		固定資産 土 地 } 家 屋 } 当該固定資産の所有者 償却資産 }	償却資産 1月31日	第1期5月1日～5月末日 第2期7月1日～7月末日 第3期9月1日～9月末日 第4期11月1日～11月末日
軽自動車税		原動機付自転車 } 軽自動車 } 所有者または使用者 小型特殊自動車 } 2輪の小型自動車 }	・取得申告 軽自動車等の所有者等となった日から15日以内 ・廃車申告 軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内	5月11日～5月末日
市たばこ税		市内の小売販売業者に製造たばこを売り渡した「製造たばこの製造者」、「特定販売業者」または「卸売業者」	毎月の販売につき翌月末日まで申告・納付	
特別土地保有税			平成15年度以降、当分の間、新たな課税の停止	
入湯税		鉱泉浴場の入湯客	翌月15日までに申告・納付	
都市計画税		市街化区域内に所在する土地家屋の所有者		固定資産税と同じ
国有資産等所在市交付金		(交付金) 国・地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等 } 国 } 地方公共団体		(交付金) 6月30日

賦課期日	課税標準及び税率																																									
1月1日 (個人市民税のみ)	<p>○個人所得割 税率=6/100</p> <p>○個人均等割 3,000円</p>	<p>○法人均等割 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="662 450 1252 840"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金等の額が50億円を超え 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>3,600,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超え50億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>2,100,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超え 従業員数の合計数が50人以下のもの</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの</td> <td>192,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの</td> <td>156,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>144,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td>60,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>○法人税割 法人税額の14.7/100</p>	法人等の区分	税額	資本金等の額が50億円を超え 従業員数の合計数が50人を超えるもの	3,600,000	資本金等の額が10億円を超え50億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	2,100,000	資本金等の額が10億円を超え 従業員数の合計数が50人以下のもの	492,000	資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	480,000	資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの	192,000	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	180,000	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの	156,000	資本金等の額が1千万円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	144,000	上記以外の法人等	60,000																				
法人等の区分	税額																																									
資本金等の額が50億円を超え 従業員数の合計数が50人を超えるもの	3,600,000																																									
資本金等の額が10億円を超え50億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	2,100,000																																									
資本金等の額が10億円を超え 従業員数の合計数が50人以下のもの	492,000																																									
資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	480,000																																									
資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの	192,000																																									
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	180,000																																									
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの	156,000																																									
資本金等の額が1千万円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	144,000																																									
上記以外の法人等	60,000																																									
1月1日	<p>・税率=1.4/100</p> <p>・免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満</p>																																									
4月1日	<table border="1" data-bbox="422 1086 1380 1503"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td colspan="2">50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">50ccを超え90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">90ccを超えるもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td colspan="2">2輪のもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3輪のもの</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上のもの</td> <td>乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物 営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物 自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td colspan="2">農耕作業用のもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2輪の小型自動車</td> <td colspan="2">4,000円</td> </tr> </tbody> </table>		原動機付自転車	50cc以下		1,000円	50ccを超え90cc以下		1,200円	90ccを超えるもの		1,600円	ミニカー		2,500円	軽自動車	2輪のもの		2,400円	3輪のもの		3,100円	4輪以上のもの	乗用 営業用	5,500円	乗用 自家用	7,200円	貨物 営業用	3,000円	貨物 自家用	4,000円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600円	その他のもの		4,700円	2輪の小型自動車		4,000円	
原動機付自転車	50cc以下			1,000円																																						
	50ccを超え90cc以下			1,200円																																						
	90ccを超えるもの			1,600円																																						
	ミニカー		2,500円																																							
軽自動車	2輪のもの		2,400円																																							
	3輪のもの		3,100円																																							
	4輪以上のもの	乗用 営業用	5,500円																																							
		乗用 自家用	7,200円																																							
		貨物 営業用	3,000円																																							
		貨物 自家用	4,000円																																							
小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600円																																							
	その他のもの		4,700円																																							
2輪の小型自動車		4,000円																																								
	<p>売り渡し本数1,000本につき3,298円 (ただし、旧3級品は1,564円)</p>																																									
	<p>・宿泊する者 1人1泊につき150円</p> <p>・宿泊しない者 1人1泊につき80円</p>																																									
1月1日	<p>・税率=0.25/100</p>																																									
	<p>算定標準額の1.4/100</p> <p>※法で特別定めのあるものを除き、算定標準額は次のとおりである。 (交付金)</p> <p>前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格による。</p>																																									

(2) 市税の調定状況

(単位：円、%)

科 目		年 度 区 分	19 年 度		20 年 度	
			調 定 額	前年度比	調 定 額	前年度比
市 民 税	個 人	現 年 分	10,774,876,245	121.2	11,035,436,060	102.4
		繰 越 分	447,868,409	89.7	473,936,939	105.8
		小 計	11,222,744,654	119.6	11,509,372,999	102.6
	法 人	現 年 分	3,396,110,000	103.4	3,179,161,400	93.6
		繰 越 分	37,811,371	77.6	33,704,806	89.1
		小 計	3,433,921,371	103.0	3,212,866,206	93.6
	合 計		14,656,666,025	115.2	14,722,239,205	100.4
	固 定 資 産 税	現 年 分	12,782,953,600	105.8	12,958,585,400	101.4
		繰 越 分	1,105,890,626	86.4	865,207,667	78.2
小 計		13,888,844,226	103.9	13,823,793,067	99.5	
交 付 金 ・ 納 付 金		128,718,700	96.3	113,902,900	88.5	
合 計		14,017,562,926	103.8	13,937,695,967	99.4	
軽 自 動 車 税	現 年 分	424,072,900	102.9	436,329,600	102.9	
	繰 越 分	38,777,792	96.5	36,393,240	93.9	
	合 計	462,850,692	102.3	472,722,840	102.1	
市 た ば こ 税	現 年 分	1,516,348,180	100.8	1,421,794,188	93.8	
	繰 越 分	—	—	—	—	
	合 計	1,516,348,180	100.8	1,421,794,188	93.8	
特 保 別 有 土 地 税	現 年 分	9,083,900	皆増	0	皆減	
	繰 越 分	—	—	—	—	
	合 計	9,083,900	皆増	0	皆減	
入 湯 税	現 年 分	24,081,190	90.3	22,702,260	94.3	
	繰 越 分	285,910	21.6	102,510	35.9	
	合 計	24,367,100	87.0	22,804,770	93.6	
都 市 計 画 税	現 年 分	1,485,475,800	104.9	1,506,925,100	101.4	
	繰 越 分	131,061,143	83.7	100,709,316	76.8	
	合 計	1,616,536,943	102.8	1,607,634,416	99.4	
総 計	現 年 分	30,541,720,515	110.0	30,674,836,908	100.4	
	繰 越 分	1,761,695,251	86.9	1,510,054,478	85.7	
	合 計	32,303,415,766	108.5	32,184,891,386	99.6	

(3) 市税の決算状況

(単位：円、%)

科 目			19 年 度			20 年 度		
			収 入 額	収入率	前年度比	収 入 額	収入率	前年度比
市 民 税	個 人	現 年 分	10,546,111,923	97.9	120.6	10,793,643,179	97.8	102.3
		繰 越 分	114,296,931	25.5	94.2	157,900,558	33.3	138.1
		小 計	10,660,408,854	95.0	120.3	10,951,543,737	95.2	102.7
	法 人	現 年 分	3,385,761,795	99.7	103.4	3,165,126,523	99.6	93.5
		繰 越 分	8,865,748	23.4	96.6	7,613,379	22.6	85.9
		小 計	3,394,627,543	98.9	103.4	3,172,739,902	98.8	93.5
	合 計	14,055,036,397	95.9	115.7	14,124,283,639	95.9	100.5	
	固 定 資 産 税	現 年 分	12,499,949,160	97.8	106.2	12,706,996,320	98.1	101.7
		繰 越 分	298,320,410	27.0	104.0	246,083,022	28.4	82.5
		小 計	12,798,269,570	92.1	106.2	12,953,079,342	93.7	101.2
		交 付 金 ・ 納 付 金	128,718,700	100.0	96.3	113,902,900	100.0	88.5
		合 計	12,926,988,270	92.2	106.1	13,066,982,242	93.8	101.1
軽 自 動 車 税	現 年 分	409,330,070	96.5	102.8	424,364,967	97.3	103.7	
	繰 越 分	10,523,926	27.1	121.5	11,734,536	32.2	111.5	
	合 計	419,853,996	90.7	103.2	436,099,503	92.3	103.9	
市 た ば こ 税	現 年 分	1,516,348,180	100.0	100.8	1,421,794,188	100.0	93.8	
	繰 越 分	—	—	—	—	—	—	
	合 計	1,516,348,180	100.0	100.8	1,421,794,188	100.0	93.8	
特 保 別 有 土 地 税	現 年 分	9,083,900	100.0	皆増	0	0.0	皆減	
	繰 越 分	—	—	—	—	—	—	
	合 計	9,083,900	100.0	皆増	0	0.0	皆減	
入 湯 税	現 年 分	24,081,190	100.0	90.7	22,702,260	100.0	94.3	
	繰 越 分	183,400	64.1		102,510	100.0	55.9	
	合 計	24,264,590	99.6	91.4	22,804,770	100.0	94.0	
都 市 計 画 税	現 年 分	1,452,588,549	97.8	105.4	1,477,668,375	98.1	101.7	
	繰 越 分	36,620,372	27.9	96.5	28,565,109	28.4	78.0	
	合 計	1,489,208,921	92.1	105.1	1,506,233,484	93.7	101.1	
総 計	現 年 分	29,971,973,467	98.1	110.1	30,126,198,712	98.2	100.5	
	繰 越 分	468,810,787	26.6	101.0	451,999,114	29.9	96.4	
	合 計	30,440,784,254	94.2	109.9	30,578,197,826	95.0	100.5	

市生活

(4) 歳入に占める市税割合

(単位：千円)

年度 区分	17年度	18年度	19年度	20年度
一般会計	83,974,599	82,786,269	87,573,152	80,377,794
市税	26,793,862	27,690,152	30,440,784	30,578,198
割合(%)	31.9	33.4	34.8	38.0

(5) 原動機付自転車・軽自動車保有台数

(単位：台)

(各年4月1日現在)

種別	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	
総数	87,723	88,934	89,981	91,078	92,505	
原動機付自転車	50cc以下	13,809	13,318	12,825	12,365	11,974
	50ccを超え90cc以下	1,600	1,545	1,449	1,397	1,375
	90ccを超えるもの	729	725	742	753	850
小計	16,138	15,588	15,016	14,515	14,199	
軽自動車	2輪のもの	1,863	1,949	1,963	1,938	1,996
	3輪のもの	1	3	3	3	3
	4輪乗用	37,712	39,745	42,114	44,250	46,305
	4輪貨物	22,804	22,529	21,932	21,476	21,087
	小計	62,380	64,226	66,012	67,667	69,391
小型特殊車	農耕作業用	6,409	6,311	6,174	6,028	5,890
	その他	266	308	324	398	451
	小計	6,675	6,619	6,498	6,426	6,341
2輪の小型自動車	2,530	2,501	2,455	2,470	2,574	

9. 市民活動センター 5-1

建物概要

名 称 i スクエアビル (アイ・スクエアビル)

所 在 地 佐賀市駅前中央1丁目8番32号

敷地面積 3,464.88㎡

建築面積 1,040.82㎡ (延床面積 8,068.43㎡)

構 造 鉄骨造 9階建

総事業費 19億8千万円 (佐賀市分)

開 館 平成14年4月1日

内 容 ◎情報プラザ(1F) ……見て、知って、創ってをコンセプトに最新のIT機器を駆使し、デジタルワールドを楽しく体感する事ができます。子どもから大人までみんなが楽しめるふれあいスペースです。

- イベントゾーン
- デジタルライブラリー
- インターネットサロン
- ITファクトリー

◎市民活動プラザ(3・4F) ……市民活動を知りたい、参加したい、いろいろな人と交流したい、活動を広げたい、そんなあなたの市民活動を応援します。

- ミーティングフロア
- 情報コーナー
- 活動スペース
- ワーキングコーナー
- 親子交流サロン
- リフレッシュコーナー
- プラザ事務所
- 行政コーナー (市民活動推進課・スポーツ振興課)
- 消費生活相談室
- 小会議室 (4室)

◎新産業支援プラザ(5F) ……新しく事業を起こそうとお考えの方、新しい製品を開発しようとする企業や個人、事業を拡大しようとする地元企業等に対してさまざまな支援を行います。

- インキュベートルーム
- 産業支援相談室
- 商談室
- 大・中・小会議室 (各1室)
- 交流サロン
- リフレッシュコーナー

10. 市民活動推進 5 - 1

(1) 市民活動支援事業

① 啓発事業

市民及び行政内部に対して、市民活動団体やNPO、協働などについての基礎的な理解を深めるような事業を実施する。

◎市民活動に関する各種啓発事業（平成20年度実績）

開催日時	講座名	参加者数(人)
1/22、1/23、2/4～6	協働に関する職員研修 (市長・副市長含む全管理職対象)	183
2/5、6	協働推進窓口担当者向け研修	47

② 情報の提供／交流事業

市民と行政との協働を推進していくために、市民と情報を共有する。同様に、市民活動団体の情報を把握・整理し発信する。

1. 市報や市ホームページによる広報及び各種の広報媒体による情報提供
2. 市民活動団体ガイドブック2008の更新・配布
3. 支援事業説明会・意見交換会の開催
4. 助成金情報について、団体に適した情報を提供する

③ 協働推進窓口

市民活動団体等が行政に活動を周知したり、理解や協力、協働事業の取り組みを働きかけたりしたい時に、いつでも対応できるように特定非営利活動促進法の17分野に対応する佐賀市の部署に担当者を配置している。(平成15年12月より運用開始)

関係者が一堂に会して協働事業の話し合いを行い、双方で顔の見える関係づくりを推進する。

相談件数1件（平成20年度実績）

④ 佐賀市「参加と協働をすすめる指針」策定

佐賀市の「参加」と「協働」に関する考え方を示すため、市民活動団体・企業・行政の関係者などで構成する協働指針策定市民会議や庁内検討会により検討し、協働指針を策定した。

(2) 市民とのパートナーシップ推進事業

市民活動の啓発に関する市民活動団体の主体的な事業を公募により委託し実施することで、市民への啓発促進とともに受託団体の事業能力の向上を図ることで、協働による取り組みの促進を行う。

◎平成20年度事業

協働実践事業 2事業

① 「佐賀市と協働 市民CO₂削減啓発キックオフ事業」

団体名：佐賀市消費者グループ協議会・環境課

② 「三重津海軍所跡から佐賀市を元気にする事業」

団体名：佐賀伝承遺産研究会・文化振興課

ボランティア実践推進事業 2事業

① 「障がい者理解及び広報力向上事業」

団体名：スペシャルオリンピックス日本・佐賀

② 「脊振山系の登山道の環境美化トレッキング」

団体名：特定非営利活動法人 SAGAアウトドアガイドクラブ

(3) 市民活動保険

市民活動を実践する活動者等が市民活動中に怪我をした場合や死亡した場合、あるいは活動の参加者等に損害を与えた場合などに補償を行う。

◎市民活動保険の特徴

- ① 市内に活動拠点を置いた市民活動団体で、広く公共の利益を目的とした市内における自発的な無報酬の活動が対象。
- ② 保険対象となる方は指導者や活動者、活動を伴う参加者で、単なる観覧者や活動を伴わない参加者などは除く。
- ③ 保険料は市が全額負担。
- ④ 申し込みや事前登録手続きは不要。
- ⑤ スポーツ活動や、活動地と自宅等の往復途上時の事故などは対象に含まない。

◎平成20年度保険契約受付件数〔平成21年7月末時点〕

傷害保険事故 22件、賠償責任保険事故 0件

(4) 協働ステップアップ事業

職員や市民の協働への意識向上を図り、より具体的で効果的な協働の取り組みを進めていくために次の3つの取り組みを行う。

① 庁内の協働事業実態調査

庁内で行われた市民活動団体との協働事業についての概要を把握する。(平成20年度 197件)

② 協働推進のための人材育成研修実施

協働に対して積極的な職員を発掘し、協働推進の中核を担うための研修を行う。(平成20年度 2回)

- (1) 協働指針案の庁内職員検討会
- (2) 市民と行政職員の合同研修「協働劇場」

③ 「佐賀市協働出合いフェスタ」の開催

協働の取り組みに積極的な市職員と市民活動団体関係者が、協働事例の共有や情報交換を行う機会をイベント的に提供する。(平成20年度3回、参加者192名)

- ・第1回テーマ：子ども
- ・第2回テーマ：ガイドボランティア
- ・第3回テーマ：公民館

(5) 市民活動拠点運営事業（市民活動プラザ）

◎市民活動プラザ設置の趣旨

佐賀市の市民活動の拠点施設として、多様な市民活動を育成及び支援すること、市民活動に関する情報の収集及び提供に関することを目的として設置した。運営管理については特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンターを指定管理者とし、市民組織主体の施設運営と市民活動支援を行っている。

① 貸出施設の利用案内

申し込み 使用日の3カ月前から3階市民活動プラザ窓口で受付

休館日 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

利用時間 午前9時から午後10時まで

※ ただし、営利・宗教・政治的な用途には、貸し出しできない。

② 会議室等の利用料金について

◎会議室

種 類	数	単 位	利 用 料 金
大会議室 84㎡ (50人程度)	1	1時間	2,500円
中会議室 56㎡ (24人程度)	1	1時間	1,500円
小会議室 24㎡ (12人程度)	5	1時間	1,000円

※市民活動利用の場合は利用料金の2割の金額

◎その他の設備

種 類	数		利 用 料 金
活動スペース	6ブース		月5,000円
ロッカー	大	2個	月500円
	中	36個	月300円
	小	48個	月200円
レターケース	240団体分		無 料

※活動スペース、ロッカーの年間利用料金を4月に前納すると、9割の金額

◎コピー機

種 類	内 容	利 用 料 金	
コピー機	白黒・2色	B5・A4	10円/1枚
		B4・A3	20円/1枚
	カラー	B5・A4	50円/1枚
		B4・A3	100円/1枚

◎印刷機

種 類	内 容	利 用 料 金
印刷機	製版	100円/1枚
	印刷	1円/1枚

◎市民活動プラザの利用状況

項 目	平成19年度実績	平成20年度実績
来場者数	52,490人	51,658人
会議室利用率	48.1%	47.1%
利用登録団体数	578団体	599団体
レターケース利用団体	238団体	240団体

11. 交通安全・防犯

(1) 交通安全対策 2-7

交通安全を確保するため、警察などの関係機関と連携し、高齢者や幼児、児童への交通安全教育や、佐賀市交通安全指導員などとの交通安全運動を積極的に啓発する事業。

○交通事故発生状況

平成 18 年			平成 19 年			平成 20 年		
発生	死者	傷者	発生	死者	傷者	発生	死者	傷者
3,141	17	4,100	3,158	7	4,161	3,040	7	3,952

(2) 暴走族等追放対策 2-7

暴走族のいない安全で安心な市民生活の構築は市民全体の願いである。そのため、暴走族への加入防止、暴走族からの離脱促進といった活動に市民自らが携わり、暴走族等を許さない社会環境を実現するための事業。

① 暴走族追放条例の制定、施行

『暴走族等追放条例』を制定し、暴走族等の追放に関して、市はもとより、市民、保護者等の責務を明らかにし、また、暴走行為をあおる行為を規制することで、暴走族等のいないまちづくりを推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保する。

② 佐賀市暴走族追放審議会の設置、運営

条例施行に合わせ、佐賀市暴走族追放審議会（委員18名以内）を設置し、本市の暴走族の実情に合わせた効果的な暴走族等の追放のための施策や重点区域及び重点禁止区域の指定について審議していく。（年間2回開催予定）

(3) 交通災害共済制度 2-7

交通事故による災害の財政的負担を軽減し、生活を安定させ、交通安全と交通事故防止に対する意識の高揚を図るため、佐賀県市町総合事務組合が運営主体となり実施する事業。（平成20年4月1日から佐賀市加入）

① 制度のあらまし

- 市民であれば、だれでも、いつからでも年額一人500円の掛金で加入できる。
- 2月1日から予約受付を開始し、共済期間は4月1日から翌年3月31日まで。

② 災害見舞金表

区 分	災 害 の 程 度	見 舞 金 額
交通事故 証明書 有り	死 亡	100万円
	自賠法第1級各号に掲げる後遺障害	80万円
	入院・通院実日数200日以上	20万円
	” 150日以上	15万円
	” 100日以上	10万円
	” 75日以上	7万5千円
	” 50日以上	5万円
	” 25日以上	3万円
	” 10日以上	2万円
現認書 のみ	” 25日以上	2万円
	” 10日以上	1万2千円

○ 対象となる交通事故

国内で一般交通の用に供する道路、公共駐車場、鉄道、定期航路等において、自転車、バイク、自動車、電車、定期旅客船・フェリー・旅客航空機等の走行（運行中）の交通事故による人身事故。または、歩行中のこれらの交通乗用具との衝突。

○ 対象とならない事故

交通事故の原因が加入者の故意、無免許、自殺、犯罪行為、天災等による場合。
私有地、公園、広場、河川敷等の一般に通行できない場所での事故。

③ 佐賀県交通災害共済制度の加入実績

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
加 入 者 数 (人)	18,590	16,242	27,034
加 入 口 数 (件)	21,031	18,782	27,034
年 掛 け 金 (円)	720	600	500
掛 け 金 (保 険 料) 合 計 (円)	14,973,960	11,135,850	13,517,000
加 入 率 (%)	9.1	8.0	11.4

※平成18年度及び平成19年度は、市民交通傷害保険制度の加入実績

(4) 生活安全対策 2-7

市民の生活安全意識の高揚、自主的な生活安全運動の推進、及び生活安全のための環境整備を図り、もって安全で住み良い社会を実現するための事業。

① 生活安全推進条例の制定、施行

市民の生活安全を確保するため、市及び市民等の責務を明らかにし、生活安全のための啓発活動や自主的活動を推進し、市民生活の安全と安心を確保する。

② 佐賀市生活安全推進協議会の設置、運営

条例施行に合わせ、佐賀市生活安全推進協議会（委員20名以内）を設置し、市民の生活安全の確保を推進するための対策などについて協議、意見する。（年間2回開催予定）

(5) 防犯対策 2-7

青少年の非行や犯罪を抑止又は防止するための啓発活動や自主防犯活動を推進し、犯罪の発生を減少させるための事業。

○犯罪発生状況 (単位：件)

平成18年			平成19年			平成20年		
窃盗犯	その他刑法犯	計	窃盗犯	その他刑法犯	計	窃盗犯	その他刑法犯	計
3,191	809	4,000	3,302	884	4,186	2,999	624	3,623

(6) 防犯灯対策 2-7

市民等の夜間における犯罪及び交通事故を抑止し、生活安全を確保するため、防犯灯の設置を推進する。その防犯灯を維持管理する自治会等を支援する事業。

① 防犯灯設置助成金制度（平成20年度）の内容

区 分		助 成 額	助成最高限度
設置費	新 設	新たに小柱を立てて設置	1基当たりに要した経費の1/2以内
	電 柱 に 設 置	1灯当たりに要した経費の1/2以内	15,000円
補 修	補 修	小柱の補修	1基当たりに要した経費の3/4以内
	切 替	白熱灯及び蛍光灯の補修	1灯当たりに要した経費の3/4以内
費 替	取 替	蛍光灯への切り替え	1灯当たりに要した経費の3/4以内
	取 替	蛍光管の取り替え	1灯当たりに要した工賃の1/2以内
	取 替	白熱球の取り替え	1灯当たりに要した工賃の1/2以内
維持費	電 気 料	1基当たりの年間電気料金の10/10以内	645円

(佐賀市社会福祉協議会にも同趣旨の制度がある。)

② 防犯灯助成の実績

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度
助成件数	・新設灯数	191灯	114灯	166灯
	・補修灯数	287灯	215灯	218灯
	・切替灯数	119灯	65灯	64灯
	・取替灯数	2,767灯	2,425灯	2,549灯
	・電気料助成灯数	10,904灯	11,029灯	12,268灯
助 成 金 額		10,871,902円	9,849,015円	10,962,601円

12. 消費生活

(1) 消費者啓発 2-7

経済社会環境の変化に即応し、自主的かつ合理的に行動する自立した消費者を育成・支援するための事業。

① 「消費者問題リーダーリフレッシュ講座」

消費者トラブルの未然防止、被害の早期発見のために、消費者問題に対処する知識を深める講座を開催し、消費者啓発の核となるリーダーを養成する。

② 「夏休みおもしろ雑学講座」

小学生とその保護者を対象に「本物に触れて、学んで、くらしのものしり博士を目指そう」と題して3回シリーズで開催し、佐賀の自然環境や食について学び、こどもの頃から消費者意識を醸成する。

③ 消費者フェスタ（消費生活展）の開催

消費生活に関するさまざまな知識や情報を提供し、自主的・主体的に行動する契機とし、消費生活を豊かにするために開催する。

④ 「消費者月間・消費者の日」記念行事

5月の「消費者月間」、5月30日の「消費者の日」にあわせ、消費者意識の喚起を目的として、街頭啓発キャンペーンや講演会等の消費者啓発事業を実施する。

⑤ 地域消費者講座開催と啓発ビデオ・啓発用パネルの貸し出し

申請により、地域の各種団体、グループ、各種学校等に出前講座や講師の派遣を行う。

地域消費者講座開催件数と参加人数

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
開 催 件 数	79件	75件	53件	63件
参 加 人 数	5,844件	3,845件	2,647件	2,486件

また、啓発用ビデオ・啓発用パネルの貸し出しを行う。

⑥ 市報さが、市ホームページに掲載

複雑多様化する消費者問題に対応するための情報を提供する。

(2) 消費者団体の育成 2-7

佐賀市消費者グループ協議会及び各種消費者団体の活動に対する支援、助言、補助金の交付等を行う。

(3) 消費者保護 2-7

① 消費生活相談

消費者と事業者との間に生じた苦情・トラブル等の相談に対して、消費生活専門相談員が、解

決のための助言及び斡旋を行う。

相談窓口一覧

相談窓口	相談日時		電話番号
佐賀市消費者センター	月～金曜日	9:00～16:00	40-7087
諸富支所	第2・第4木曜日	9:00～15:00	47-2133
大和支所	毎週水曜日	9:00～15:00	51-2435
富士支所	第2・第4火曜日	9:00～15:00	58-2355
三瀬保健センター	第2金曜日	9:00～15:00	56-2200
川副支所	毎週月曜日	9:00～15:00	45-8911
東与賀支所	第1・第3木曜日	9:00～15:00	45-1023
久保田支所	第1・第3金曜日	9:00～15:00	68-3137

消費生活相談件数

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
相談件数	2,389件	2,580件	3,001件	2,705件
再相談件数	1,500件	1,561件	1,489件	1,902件

※ 新規相談受け付け後、同じ相談について再相談を受けた件数。

消費生活相談内容（平成20年度、上位10位）

順位	内容	件、(%)
1	多重債務	595 (22.0)
2	アダルトサイト	353 (13.1)
3	不動産賃借	107 (4.0)
4	新聞	88 (3.3)
5	不当架空請求	87 (3.2)
6	リフォーム工事	78 (2.9)
7	資格取得用教材	71 (2.6)
8	電話機リース	60 (2.2)
9	健康機器	54 (2.0)
10	自動車	43 (1.6)

② 多重債務者支援のための関係各課担当者会議の開催

関係各課が連携して多重債務者の掘り起こし（発見）、多重債務者が抱え得る多重債務以外の問題を総合的に解決することを目指して開催する。

③ 消費生活関連法の立入検査

- ・消費生活用製品安全法による立入検査
- ・家庭用品品質表示法による立入検査
- ・計量法による量目立入検査
- ・計量法による特定計量器定期検査

13. 国際交流

(1) 姉妹都市・友好都市 5 - 1

- ① アメリカニューヨーク州グレンズフォールズ市及びウォーリン郡（昭和63年9月23日締結）
 バルーンをきっかけに姉妹都市を締結し、中高生生徒訪問団の派遣・受け入れ、バルーン交流、短大生派遣・受け入れ等の交流を行っている。
- ② 韓国釜山広域市蓮堤区（平成10年10月9日締結）
 10年来の相互交流のもとに姉妹都市締結をした。現在、文化交流や小学校間交流など、市民主体の交流に広がっている。
- ③ 中国江蘇省連雲港市（平成10年11月27日締結）
 徐福が縁で友好都市締結をし、平成13年からは少年使節団の派遣・受け入れが始まり、交流の幅が青少年に広がっている。
- ④ フランスジロンド州クサク村（昭和63年4月19日締結）
 観光牧場開発をきっかけに姉妹都市を締結し、平成2年から中学生の派遣受け入れが始まり、交流の幅が青少年に広がっている。

(2) 国際交流事業 5 - 1

	事業名	事業内容	実施主体	実施年度	事業費
①	留学生交流事業	・留学生との懇談会	佐賀市	21年度	253
		・留学生奨学金給付	〃		4,800
②	佐賀市国際交流協会事業	・佐賀市国際交流協会の事業支援		21年度	11,074
③	研修員受入れ事業	・連雲港市からの研修員受入れ	佐賀市	21年度	2,698
④	外国青年招致事業	・国際交流員の任用	佐賀市	21年度	5,548
⑤	姉妹・友好都市交流事業	・グレンズフォールズ市	佐賀市	21年度	5,656
		：教育交流訪問団受入、派遣			
		・連雲港市：少年使節団受入	〃		1,017
		・クサク村：生徒訪問団受入	〃		5,300

※事業費：平成21年度予算